

平成21年 12月 3日
労働基準局労災補償部
(担当) 労災管理課長 小林 洋司
補償課長 田中 誠二
(電話)03-5253-1111(内線 5205、5569)
(夜間直通)03-3502-6750

報道関係者 各位

平成20年度石綿ばく露作業による 労災認定等事業場一覧表等の公表について

平成20年度において石綿ばく露作業による労災認定を受けた労働者が所属していた事業場及び石綿による健康被害の救済に関する法律(平成18年法律第4号。以下「石綿救済法」という。)に基づく特別遺族給付金の支給決定の対象となった労働者が所属していた事業場の名称等の情報を、別添1のとおり公表します。

今回の公表からは、従来公表していた疾病に加え、新たに良性石綿胸水及びびまん性胸膜肥厚により労災認定を受けた労働者が所属していた事業場の名称等を公表します。

また、平成16年度から平成19年度までの各年度において、良性石綿胸水及びびまん性胸膜肥厚により労災認定を受けた労働者が所属していた事業場の名称等を、別添2のとおり追加して公表します。

1 公表の趣旨

石綿ばく露作業による労災認定等事業場の公表については、

- (1) 公表事業場でこれまで業務に従事したことがある方に対して、石綿ばく露作業に従事した可能性があることを注意喚起する
- (2) 周辺住民の不安等の社会的関心が高い中で「周辺住民」に該当するか否かの確認に役立てていただく
- (3) 関係省庁及び地方公共団体等における石綿被害対策の取組に役立てていただく

という観点等から、労災認定を受けた労働者が所属していた事業場及び石綿救済法に基づく特別遺族給付金の支給決定の対象となった労働者が所属していた事業場の名称等を公表するものです。

2 平成20年度労災認定等事業場一覧表(別添1)の概要

公表事業場数	977事業場(うち新規公表事業場759事業場)	303
建設業以外の事業場の一覧表(第1表)	483	484事業場(うち同304事業場)
建設業の事業場一覧表(第2表)	494	493事業場(うち同455事業場)
		456

(参考)平成20年度労災認定等事業場	1044	1043事業場
うち公表事業場		977事業場
うち事業場不明		1716事業場
うち特別加入者(一人親方)		50事業場(人)

※ 事業場不明

複数の建設現場や事業場を転々としていたこと等のため、石綿ばく露作業に従事したとは認められるものの、ばく露事業場の情報が特定できなかったものなどです。

※ 特別加入者(一人親方)

大工、左官など主に建設業に従事する労働者を使用しない自営業者であって、労災保険に特別に任意加入することが認められている方です。

3 相談窓口の活用等

今回公表された情報に関する各種問い合わせや労災保険等に関する相談については、都道府県労働局及び労働基準監督署の相談窓口で受け付けます。

また、石綿に係る健康相談については、保健所、労災病院、産業保健推進センター等の相談窓口で受け付けています。

なお、厚生労働省では、平成21年12月4日(金)及び5日(土)の午前10時から午後5時まで、電話相談窓口の設置を行います。

「過去に在籍していた事業場で石綿作業に従事していた方」及び「現在在籍している事業場で石綿を取り扱う作業等に従事していた、又は従事している方」に対して、健康診断の受診勧奨及び健康管理手帳制度、労災補償及び石綿救済法に基づく特別遺族給付金の周知を図るための情報を厚生労働省ホームページ上で公表しています。

<http://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/sekimen/roudousya2/index.html>

4 その他

今回公表した事業場の情報については、これまで公表した石綿ばく露作業による労災認定等事業場一覧表に追加して、厚生労働省ホームページに掲載することとしています。

○ 添付資料

- ・ 別添1「石綿ばく露作業による労災認定等事業場一覧表(平成20年度)」
第1表及び第2表
- ・ 別添2「石綿ばく露作業による労災認定事業場一覧表(平成16年度～平成19年度)[追加分]」
第1表及び第2表
- ・ 石綿ばく露作業による船員保険の職務上認定等事業場(船舶所有者)一覧表(参考)
- ・ 個人に対する健康診断の受診勧奨及び健康管理手帳制度・労災補償制度の周知

石綿ばく露作業による労災認定等事業場一覧表
(平成20年度)

1 公表の趣旨

厚生労働省においては、これまで平成17年7月、8月、平成20年3月、6月、10月、12月の計6回にわたって石綿ばく露作業による労災認定等事業場一覧表を公表しました。

今回の公表についても、これまでの公表と同様に、

- (1) 公表事業場でこれまで業務に従事したことがある方に対して、石綿ばく露作業に従事した可能性があることを注意喚起する
- (2) 周辺住民の不安等の社会的関心が高い中で「周辺住民」に該当するか否かの確認に役立てていただく
- (3) 関係省庁及び地方公共団体等における石綿被害対策の取組に役立てていただく

という観点等から、平成20年度に労災認定を受けた労働者が所属していた事業場及び石綿救済法に基づく特別遺族給付金の支給決定の対象となった労働者が所属していた事業場の名称等の情報を公表するものです。

2 公表事業場数 977事業場

建設業以外の事業場の一覧表（第1表）	483	484	事業場
建設業の事業場の一覧表（第2表）	494	493	事業場
（参考）平成20年度労災認定等事業場	1044	1043	事業場
うち公表事業場	977		事業場
うち事業場不明	17	16	事業場
うち特別加入者（一人親方）	50		事業場

3 公表事業場情報

- | | |
|------------------------------|------------------------------|
| (1) 事業場を管轄する労働局及び労働基準監督署の名称 | (6) 事業場における石綿取扱い期間 |
| (2) 事業場の名称 | (7) 現在の石綿取扱い状況 |
| (3) 事業場の所在地 | (8) 特記事項 |
| (4) 石綿ばく露作業状況 | (9) (備考) 労災保険法支給決定件数累計・石綿救済法 |
| (5) 労災保険法支給決定件数及び石綿救済法支給決定件数 | 支給決定件数累計 |

注1) (3)の「事業場の所在地」は、支給決定時の事業場の所在地を記載していますが、企業倒産又は工場閉鎖等により事業場が廃止された場合は、廃止された当時の事業場の所在地を記載しています。

注2) (7)の「現在の石綿取扱い状況」にある「その他」とは、①事業設備に保温材、パッキン、機械等に組み込まれた石綿含有部品があり、将来、交換、修理が必要となったときに取り扱うことがある場合、②修繕する船舶によっては石綿が使用されていることがある場合、③事業場では取扱いはないが、出張先で石綿含有部品を取り扱う可能性がある場合などです。

注3) (8)の「特記事項」は、当該事業場又は認定された労働者の石綿ばく露の状況等について、正確な理解を促すため、公表事業場の御意見等に基づき記載しています。

注4) (9)の「(備考) 労災保険法支給決定件数累計・石綿救済法支給決定件数累計」は、平成20年度までに支給決定した労災保険及び石綿救済法に基づく特別遺族給付金の累計件数を記載しています。

注5) 建設業については、①事業場の所在地と異なる建設現場における作業であり、事業場の所在地においては石綿ばく露のおそれのないこと、②建設現場での作業は継続するものではなく、限られた期間で、かつ、転々とする事、③建設現場では石綿ばく露作業が行われていたことから、上記(6)の「事業場における石綿取扱い期間」及び(7)の現在の取扱い状況については除外しています。

4 公表事業場に関する留意事項

- (1) 肺がん、中皮腫等の石綿関連疾患は30年から40年もの潜伏期間の後に発症することから、最後に石綿作業に従事した事業場において労災認定等を行っています。したがって、石綿ばく露作業による労災認定等事業場として公表す

る事業場は、労災認定等された労働者の最終石綿ばく露事業場ですので、必ずしも公表した事業場における石綿ばく露が原因となって石綿関連疾患に罹患したとは限りません。

- (2) 今回公表する事業場のすべてが、直接的に石綿を取扱う作業を行っていたものではなく、石綿の取扱いが非常に微量であったり、出張作業現場における間接的なばく露である事業場を含んでいます。このような直接的に石綿の取扱い作業を行っていない場合であっても、労災認定等された労働者の最終石綿ばく露事業場であれば、事業場公表の対象としています。
- (3) 公表事業場のうち、製造業の事業場は、通常、石綿作業場所と同一です。ただし、その事業場が、船舶製造又は修理業、窯業又は土石製品製造業等の構内下請け事業場である場合、又は出張作業において石綿にばく露している場合は、通常、その事業場の事務所の所在地と実際に石綿作業を行った場所とが異なり、公表事業場の事務所のある地においては石綿作業が行われていません。
- (4) 建設業の事業場の場合（第2表）には、通常、事業場の事務所の所在地と異なる場所（現場）で石綿作業が行われているため、公表事業場の事務所の所在地は、石綿の飛散のおそれがない場所です。
- (5) 建設労働者の多くは、事業場を転々としながら多数の建設現場で就労する中で石綿作業に従事しており、最後に石綿作業に従事した現場を持つ事業場において労災認定等を行っています。このため、建設業の事業場については、実際の現場での石綿ばく露はごくわずかであったにもかかわらず、最終石綿ばく露事業場として公表しているものがあります。

5 集計結果

事業場一覧表（第1表及び第2表）の業種別事業場数並びに労災認定件数及び石綿救済法に基づく特別遺族給付金支給決定件数は、「業種別・石綿ばく露作業による労災認定等件数（全認定件数）」のとおりです。

業種別に労災認定等された事業場数をみると、建設業が⁵⁵⁴~~553~~事業場で全体の^{53.1}~~53.0~~%で最も多く、次いで製造業が386事業場で全体の37.0%を占めており、両業種で全体の90.0%を占めています。

製造業の内訳をみると、船舶製造又は修理業、機械器具製造業の順に事業場数が多く、両業種で製造業全体の35.2%を占めています。

労災認定等事業場の内訳表

種類	事業場数	認定件数																		
		労災保険法（平成20年度）										石綿救済法（平成20年度）						労災保険法 石綿救済法 計		
		労災保険法 計		肺がん		中皮腫		良性 石綿胸水		びまん性 胸膜肥厚		救済法 計	肺がん	中皮腫	石綿肺	良性 石綿胸水	びまん性 胸膜肥厚			
うち死亡	うち死亡	うち死亡	うち死亡	うち死亡	うち死亡	うち死亡	うち死亡													
事業場名等の公表事業場	第1表	483 484	582 583	110	257	54	306	56	13	0	6 7	0	85	48	32	4	0	1	667 668	
	第2表	494 493	469 468	83	205	39	232	40	15	1	17 16	3	33	15	14	4	0	0	502 501	
	小計	977	1,051	193	462	93	538	96	28	1	23	3	118	63	46	8	0	1	1,169	
	事業場不明	17 16	15 14	6	7	3	7	3	0	0	1 0	0	2	1	1	0	0	0	0	17 16
	特別加入者 (一人親方)	50	49	6	34	5	14	1	1	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	50
	小計	67 66	64 63	12	41	8	21	4	1	0	1 0	0	3	2	1	0	0	0	0	67 66
合計	1,044 1,043	1,115 1,114	205	503	101	559	100	29	1	24 23	3	121	65	47	8	0	1	1,236 1,235		

業種別・石綿ばく露作業による労災認定等件数(今回公表分)

	事業場数	認定件数		労災保険法(平成20年度)								石綿救済法(平成20年度)							
		うち死亡	小計	肺がん		中皮腫		良性石綿胸水		びまん性胸膜肥厚		小計	肺がん	中皮腫	石綿肺	びまん性胸膜肥厚			
				うち死亡	うち死亡	うち死亡	うち死亡	うち死亡	うち死亡	うち死亡	うち死亡								
建設事業	494	502	469	116	205	39	232	40	15	1	17	16	3	33	15	14	4		
ほ装工事業																			
建築事業(既設建築物設備工事業を除く)	331	336	311	79	134	24	152	26	9	1	16	15	3	25	12	10	3		
既設建築物設備工事業	120	120	116	27	51	11	61	12	4					4		3	1		
機械装置の組立て又は据付けの事業	17	17	16	4	10	2	4	1	1		1			1	1				
その他の建設事業	26	29	26	6	10	2	15	1	1					3	2	1			
鉱業	1	1	1				1												
金属鉱業、非金属鉱業、石炭鉱業																			
原油又は天然ガス鉱業																			
採石業	1	1	1				1												
製造業	383	563	485	175	213	47	254	50	12		6	7		78	45	28	4		1
食料品製造業(たばこ等製造業を除く)	1	1	1	1			1	1											
繊維工業又は繊維製品製造業	14	19	18	7	8	1	9	5	1					1		1			
木材又は木製品製造業	5	5	5	5	1		3		1										
パルプ又は紙製造業	9	9	8	1	4		4							1		1			
印刷又は製本業																			
化学工業	33	49	44	12	27	5	15	2	1		1			5	3	2			
ガラス又はセメント製造業	12	14	12	5	5	2	7	1						2	2				
コンクリート製造業	9	13	9	5	5		4	1						4	3		1		
陶磁器製品製造業																			
窯業又は土石製品製造業	38	54	44	17	18	3	23	4	2		1			10	6	1	2		1
金属精錬業(非鉄金属精錬業を除く)	16	20	16	4	9		7							4		4			
非鉄金属精錬業	2	2	2	2	1		1												
金属材料品製造業(鋳物業を除く)	3	3	2	1	1		1							1		1			
鋳物業	5	5	3	2	2		1							2	1	1			
金属製品製造業又は金属加工業	30	28	28	5	7		20	5	1										
洋食器、刃物、手工具又は一般金物製造業	1	1	1	1	1														
めっき業	2	2	2	2	2														
機械器具製造業	45	50	45	13	16	4	28	4	1					5	1	4			
電気機械器具製造業	15	15	14	7	2	1	12	5						1		1			
輸送用機械器具製造業(船舶製造を除く)	38	77	57	39	15	8	38	11	2		2	3		20	12	7	1		
船舶製造又は修理業	89	178	157	51	80	19	73	11	2		2			21	16	5			
計量器、光学器械、時計等製造業																			
貴金属製品、装身具、皮革製品等製造業																			
上記以外の製造業	16	18	17	5	9	4	7		1					1	1				
運輸業	30	31	28	6	16	1	12	2						3	2	1			
交通運輸事業	4	4	4	1	2	1	2												
貨物取扱事業	12	12	10	3	5		5	1						2	1	1			
港湾貨物取扱事業	10	11	10	2	6		4	1						1	1				
港湾荷役業	4	4	4	4	3		1												
電気、ガス、水道又は熱供給の事業	8	8	6	5	4	1	2	2						2		2			
その他の事業	61	64	62	9	24	5	37	2	1					2	1	1			
清掃、火葬又はと畜の事業	2	2	2	1	1	1	1												
ビルメンテナンス業	3	3	3	3			3												
倉庫業、警備業、消毒又は害虫駆除の事業又はゴルフ通信業、放送業、新聞業又は出版業	2	2	2	2			2												
卸売業、小売業、飲食店又は宿泊業	1	1	1	1			1												
金融業、保険業又は不動産業	16	16	16	2	5	2	11												
その他の各種事業	3	3	3	3	1		2												
その他の各種事業	34	37	35	6	17	2	17	2	1					2	1	1			
合計	977	1169	1051	311	462	93	538	96	28	1	23	3	3	118	63	46	8		1

都道府県別事業場数

局名	事業場数			公表事業場にか かる認定件数		労災保険法 (平成20年度)							石綿救済法 (平成20年度)				
	第1表	第2表		うち死亡	肺がん		中皮腫		良性石綿胸水		びまん性胸膜肥厚		肺がん	中皮腫	石綿肺	良性 石綿胸水	びまん性 胸膜肥厚
					うち死亡	うち死亡	うち死亡	うち死亡	うち死亡	うち死亡							
北海道	57	17	40	60	6	33	4	25	1	1			1				
青森	5	3	2	5		3		1		1							
岩手	2	2		2		1		1									
宮城	8	2	6	8		2		5		1							
秋田	1		1	1		1											
山形	8	2	6	9	3	5		3	2					1			
福島	17	3	14	18	3	5	1	12	1					1			
茨城	8	6	2	10	2	5		3						1	1		
栃木	4	3	1	6	3			4	1					2			
群馬	5	2	3	5	2	2	1	2					1				
埼玉	35	17	18	37	13	15	5	15	2	1			4	2			
千葉	37	23	14	40	7	26	3	11	4	2		1					
東京	143	36	37	107	406	147	33	56	9	71	14	3	7	5	4	1	
神奈川	73	46	27	106	41	41	14	40	9	5		2	12	3	2		1
新潟	17	7	10	18	6	12	4	5	1			1	1				
富山	13	4	9	15	5	5	2	7	1			1		1	1		
石川	2		2	2	1	1						1	1				
福井	5	1	4	5	1	1		3	1			1					
山梨	2	1	1	2	1			2	1								
長野	9	1	8	9	1	2		7	1								
岐阜	8	4	4	9	3	1	1	7	1					1			
静岡	19	10	9	22	3	10	2	11	1	1							
愛知	43	23	20	61	20	18	3	29	4	2	1		8	4			
三重	9	5	4	9	3	6	2	3	1								
滋賀	5	5		7	2	1		5	2	1							
京都	11	5	6	14	5	3	1	8	2			1	1	1			
大阪	98	53	45	107	35	36	8	52	13	2		3	6	5	3		
兵庫	103	70	33	133	40	51	14	58	7	2		3	10	9			
奈良	10	8	2	15	5	6		8	4				1				
和歌山	6	5	1	6	1	3	1	3									
鳥取	1		1	1				1									
島根	5	2	3	5	1	2	1	3									
岡山	33	18	15	49	7	20	1	23	2	2			2	2			
広島	37	22	15	60	14	24	4	29	5	2			1	4			
山口	22	11	11	24	5	12	1	11	3			1	1				
徳島	3	3		3				3									
香川	14	9	5	19	4	9		6	1	1			2	1			
愛媛	12	7	5	16	7	9	3	5	2				1	1			
高知	1		1	1				1									
福岡	44	22	22	44	9	12	3	28	3	1			2	1			
佐賀	3	2	1	3	2	2	2	1									
長崎	17	13	4	33	9	13	1	14	3			1	4	1			
熊本	5	2	3	5	2	2	1	3	1								
大分	8	5	3	8	2	3		4	1					1			
宮崎	4	1	3	4	1			4	1								
鹿児島	1		1	1				1									
沖縄	4	2	2	5	3	3	1						2				
計	977	484	493	1169	311	462	93	538	96	28	1	23	3	63	46	8	1

「石綿ばく露作業状況」の一覧

石綿鉱山に関わる作業
石綿糸、石綿布等の石綿紡織製品の製造工程における作業
石綿セメント、石綿スレート、石綿高圧管、石綿円筒等のセメント製品の製造工程における作業
ボイラーの被覆、船舶用隔壁のライニング、内燃機関のジョイントシーリング、ガスケット（パッキング）等に用いられる耐熱性石綿製品製造工程における作業
自動車、捲揚機等のブレーキライニング等の耐摩耗性石綿製品の製造工程における作業
電気絶縁性、保温性、耐酸性等の性質を有する石綿紙、石綿フェルト等の石綿製品又は電解隔膜、タイル、プラスター等の充塗料等の石綿を含有する製品の製造工程における作業
石綿や石綿含有岩綿等の吹き付け・貼り付け作業
石綿原綿又は石綿製品の運搬・倉庫内作業
配管・断熱・保温・ボイラー・築炉関連作業
造船所内の作業（造船所における事務職を含めた全職種）
船に乗り込んで行う作業（船員その他）
建築現場の作業（建築現場における事務職を含めた全職種）
解体作業（建築物・構造物・石綿含有製品等）
港湾での荷役作業
発電所、変電所、その他電気設備での作業
鉄鋼所又は鉄鋼製品製造に関わる作業
耐熱（耐火）服や耐熱手袋等を使用する作業
自動車・鉄道車両等を製造・整備・修理・解体する作業
鉄道等の運行に関わる作業
ガラス製品製造に関わる作業
石油精製、化学工場内の精製・製造作業や配管修理等の作業
清掃工場又は廃棄物の収集・運搬・中間処理・処分の作業
電気製品・産業用機械の製造・修理に関わる作業
レンガ・陶磁器・セメント製品製造に関わる作業
吹付け石綿のある部屋・建物・倉庫等での作業
エレベーター製造又は保守に関わる作業
ランドリー・クリーニングに関わる作業
ガスマスクの製造に関わる作業
上下水道に関わる作業
ゴム・タイヤの製造に関わる作業
道路建設、補修等に関わる作業
映画放送舞台に関わる作業
農薬、バーミキュライト等を扱う作業
酒類製造に関わる作業
消防に関わる作業
歯科技工に関わる作業
金庫の製造・解体に関わる作業
タルク等石綿含有物を使用する作業
その他の石綿に関連する作業
上記の作業の周辺において間接的なばく露を受ける作業

石綿ばく露作業による労災認定事業場一覧表
(平成16年度～平成19年度)〔追加分〕

1 公表の趣旨

石綿ばく露作業による労災認定等事業場の公表については、

- (1) 公表事業場でこれまで業務に従事したことがある方に対して、石綿ばく露作業に従事した可能性があることを注意喚起する
- (2) 周辺住民の不安等の社会的関心が高い中で「周辺住民」に該当するか否かの確認に役立てていただく
- (3) 関係省庁及び地方公共団体等における石綿被害対策の取組に役立てていただく

という観点等から、平成16年度から平成19年度までに良性石綿胸水及びびまん性胸膜肥厚による労災認定を受けた労働者が所属していた事業場の名称等の情報を公表するものです。

2 公表事業場数

平成16年度公表事業場数	3事業場	
〔建設業以外の事業場の一覧表（第1表）	1	事業場
〔建設業の事業場の一覧表（第2表）	2	事業場
（参考）平成16年度労災認定事業場	3	事業場
うち公表事業場	3	事業場
うち事業場不明	0	事業場
うち特別加入者（一人親方）	0	事業場
平成17年度公表事業場数	6事業場	
〔建設業以外の事業場の一覧表（第1表）	3	事業場
〔建設業の事業場の一覧表（第2表）	3	事業場
（参考）平成17年度労災認定事業場	6	事業場
うち公表事業場	6	事業場
うち事業場不明	0	事業場
うち特別加入者（一人親方）	0	事業場

平成18年度公表事業場数 646-1事業場

建設業以外の事業場の一覧表（第1表）	353-4	事業場
建設業の事業場の一覧表（第2表）	292-7	事業場
（参考）平成18年度労災認定事業場	696-6	事業場
うち公表事業場	646-1	事業場
うち事業場不明	3	事業場
うち特別加入者（一人親方）	2	事業場

平成19年度公表事業場数 57事業場

建設業以外の事業場の一覧表（第1表）	35	事業場
建設業の事業場の一覧表（第2表）	22	事業場
（参考）平成19年度労災認定事業場	61	事業場
うち公表事業場	57	事業場
うち事業場不明	1	事業場
うち特別加入者（一人親方）	3	事業場

3 公表事業場情報

- | | |
|-----------------------------|------------------------|
| (1) 事業場を管轄する労働局及び労働基準監督署の名称 | (6) 事業場における石綿取扱い期間 |
| (2) 事業場の名称 | (7) 現在の石綿取扱い状況 |
| (3) 事業場の所在地 | (8) 特記事項 |
| (4) 石綿ばく露作業状況 | (9) (備考) 労災保険法支給決定件数累計 |
| (5) 労災保険法支給決定件数 | |

注1) (3)の「事業場の所在地」は、支給決定時の事業場の所在地を記載していますが、企業倒産又は工場閉鎖等により事業場が廃止された場合は、廃止された当時の事業場の所在地を記載しています。

注2) (7)の「現在の石綿取扱い状況」にある「その他」とは、①事業設備に保温材、パッキン、機械等に組み込まれた石綿含有部品があり、将来、交換、修理が必要となったときに取り扱うことがある場合、②修繕する船舶によっては石綿が使用されていることがある場合、③事業場では取扱いはないが、出張先で石綿含有部品を取り扱う可能性がある場合などです。

注3) (8)の「特記事項」は、当該事業場又は認定された労働者の石綿ばく露の状況等について、正確な理解を促すため、公表事業場の御意見等に基づき記載しています。

注4) (9)の「(備考) 労災保険法支給決定件数累計」は、平成16年度から平成19年度までに良性石綿胸水及びびまん性胸膜肥厚により支給決定した労災保険給付の累計件数を記載しています。

注5) 建設業については、①事業場の所在地と異なる建設現場における作業であり、事業場の所在地においては石綿ばく露のおそれのないこと、②建設現場での作業は継続するものではなく、限られた期間で、かつ、転々とする事、③建設現場では石綿ばく露作業が行われていたことから、上記(6)の「事業場における石綿取扱い期間」及び(7)の現在の取扱い状況」については除外しています。

4 公表事業場に関する留意事項

- (1) 肺がん、中皮腫等の石綿関連疾患は30年から40年もの潜伏期間の後に発症することから、最後に石綿作業に従事した事業場において労災認定を行っています。したがって、石綿ばく露作業による労災認定事業場として公表する事業場は、労災認定された労働者の最終石綿ばく露事業場ですので、必ずしも公表した事業場における石綿ばく露が原因となって石綿関連疾患に罹患したとは限りません。
- (2) 今回公表する事業場のすべてが、直接的に石綿を取扱う作業を行っていたものではなく、石綿の取扱いが非常に微量であったり、出張作業現場における間接的なばく露である事業場を含んでいます。このような直接的に石綿の取扱い作業を行っていない場合であっても、労災認定された労働者の最終石綿ばく露事業場であれば、事業場公表の対象としています。
- (3) 公表事業場のうち、製造業の事業場は、通常、石綿作業場所と同一です。ただし、その事業場が、船舶製造又は修理業、窯業又は土石製品製造業等の構内下請け事業場である場合、又は出張作業において石綿にばく露している場合は、通常、その事業場の事務所の所在地と実際に石綿作業を行った場所とが異なり、公表事業場の事務所の所在地においては石綿作業が行われていません。
- (4) 建設業の事業場の場合（第2表）には、通常、事業場の事務所の所在地と異なる場所（現場）で石綿作業が行われているため、公表事業場の事務所の所在地は、石綿の飛散のおそれがない場所です。
- (5) 建設労働者の多くは、事業場を転々としながら多数の建設現場で就労する中で石綿作業に従事しており、最後に石綿作業に従事した現場を持つ事業場において労災認定を行っています。このため、建設業の事業場については、実際の現場での石綿ばく露はごくわずかであったにもかかわらず、最終石綿ばく露事業場として公表しているものがあります。

労災認定事業場の内訳表

種類	事業場数 合計	平成16年度						平成17年度						平成18年度						平成19年度						認定件数 合計
		事業場数 小計	認定件数				事業場数 小計	認定件数				事業場数 小計	認定件数				事業場数 小計	認定件数								
			良性 石綿胸水	うち死亡	びまん性 胸膜肥厚	うち死亡		良性 石綿胸水	うち死亡	びまん性 胸膜肥厚	うち死亡		良性 石綿胸水	うち死亡	びまん性 胸膜肥厚	うち死亡		良性 石綿胸水	うち死亡	びまん性 胸膜肥厚	うち死亡					
事業場名等の公表事業場	第1表	74 73	1	1	0	0	0	3	2	0	1	0	35 34	19	0	21	4	20	3	35	16	0	19	0	79 78	
	第2表	56 54	2	1	0	1	0	3	0	0	3	0	29 27	5	0	24		22	2	22	7	0	15	1	56 54	
	小計	130 127	3	2	0	1	0	6	2	0	4	0	64 61	24	0	45	6	42	5	57	23	0	34	1	135 132	
	事業場不明	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	1	0	2	0		1	0	0	1	0	4		
特別加入者 (一人親方)	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	1	0	1	0		3	1	0	2	0	5			
小計	9	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5	2	0	3	0		4	1	0	3	0	9			
合計	139 136	3	2	0	1	0	6	2	0	4	0	69 66	26	0	48	6	45	5	61	24	0	37	1	144 141		

業種別・石綿ばく露作業による労災認定件数(全認定件数)

	事業場数		認定件数		労災保険法(平成16年度)				労災保険法(平成17年度)				労災保険法(平成18年度)				労災保険法(平成19年度)					
					うち死亡	小計	良性石綿胸水 うち死亡	びまん性胸膜肥厚 うち死亡	小計	良性石綿胸水 うち死亡	びまん性胸膜肥厚 うち死亡	小計	良性石綿胸水 うち死亡	びまん性胸膜肥厚 うち死亡	小計	良性石綿胸水 うち死亡	びまん性胸膜肥厚 うち死亡					
																		うち死亡	うち死亡	うち死亡	うち死亡	うち死亡
建設事業	64	62	64	62	3	2	1	1	3		3		34	32	7	27	25	2	25	8	17	1
ほ装工事																						
建築事業(既設建築物設備工事を除く)	48	46	48	46	2	2	1	1	3		3		25	23	6	19	17	1	18	5	13	1
既設建築物設備工事	10	10	10	10	1								7	7	1	6	6	1	3	1	2	
機械装置の組立て又は据付けの事業	1	1	1	1															1	1		
その他の建設事業	5	5	5	5									2	2		2	2	3	1	2		
鉱業																						
金属鉱業、非金属鉱業、石炭鉱業																						
原油又は天然ガス鉱業																						
採石業																						
製造業	58	57	63	62	4	3	1	1	3	2	1		31	30	17	14	13	4	3	28	15	13
食料品製造業(たばこ等製造業を除く)																						
繊維工業又は繊維製品製造業	3	3	3	3									3	3								
木材又は木製品製造業																						
パルプ又は紙製造業																						
印刷又は製本業																						
化学工業	5	5	5	5	1								3	3	1	2	2	1	2	1	1	
ガラス又はセメント製造業	1	1	1	1									1	1		1	1					
コンクリート製造業	1	1	1	1									1	1								
陶磁器製品製造業																						
窯業又は土石製品製造業	8	8	8	8	1								5	5	3	2	2	1	3	2	1	
金属精錬業(非鉄金属精錬業を除く)	2	2	2	2									1	1		1	1		1	1		
非鉄金属精錬業																						
金属材料品製造業(鑄物業を除く)																						
鑄物業																						
金属製品製造業又は金属加工業	3	2	3	2																2		2
洋食器、刃物、手工具又は一般金物製造																						
めっき業																						
機械器具製造業	1	1	1	1																1		1
電気機械器具製造業																						
輸送用機械器具製造業(船舶製造を除く)	5	5	5	5	1	1			1	1			2	2	1	1	1		1	1		
船舶製造又は修理業	27	26	33	32	2	1			2	1	1		14	13	8	6	5	2	1	17	10	7
計量器、光学器械、時計等製造業																						
貴金属製品、装身具、皮革製品等製造																						
上記以外の製造業	2	2	2	2									1	1		1	1		1	1		
運輸業	6	6	6	6									3	3	1	2	2		3			3
交通運輸業																						
貨物取扱事業	3	3	3	3									2	2		2	2		1			1
港湾貨物取扱事業																						
港湾荷役業	3	3	3	3									1	1					2			2
電気、ガス、水道又は熱供給の事業	2	2	2	2									2	2		2	2					
その他の事業	9	9	9	9									4	4	1	3	3		5	1		4
清掃、火葬又はと畜の事業																						
ビルメンテナンス業																						
倉庫業、警備業、消毒又は害虫駆除の事業																						
通信業、放送業、新聞業又は出版業																						
卸売業、小売業、飲食店又は宿泊業	1	1	1	1																1	1	
金融業、保険業又は不動産業	1	1	1	1									1	1		1	1					
その他の各種事業	7	7	7	7									3	3	1	2	2		4			4
合計	136	141	139	144	6	3	2	1	6	2	4		71	74	26	45	5	6	61	24	37	1

業種別・石綿ばく露作業による労災認定件数(今回公表分)

	事業場数		認定件数		労災保険法(平成16年度)				労災保険法(平成17年度)				労災保険法(平成18年度)				労災保険法(平成19年度)								
					うち死亡	小計	良性石綿胸水	びまん性胸膜肥厚	うち死亡	小計	良性石綿胸水	びまん性胸膜肥厚	うち死亡	小計	良性石綿胸水	びまん性胸膜肥厚	うち死亡	小計	良性石綿胸水	びまん性胸膜肥厚	うち死亡				
																						うち死亡	うち死亡	うち死亡	うち死亡
建設事業	56	54	56	54	3	2	1		1	3		3		29	27	5	24	22	2	22	7		15	1	
ほ装工事業																									
建築事業(既設建築物設備工事業を除く)	41	39	41	39	2	2	1		1	3		3		21	19	4	17	15	1	15	4		11	1	
既設建築物設備工事業	10	10	10	10	1									7	7	1	6	6	1	3	1		2		
機械装置の組立て又は据付けの事業	1	1	1	1															1	1					
その他の建設事業	4	4	4	4										1	1		1	1	3	1		2			
鉱業																									
金属鉱業、非金属鉱業、石炭鉱業																									
原油又は天然ガス鉱業																									
採石業																									
製造業	58	57	63	62	4	3	1		1	3	2	1		31	30	17	14	13	4	3	28	15		13	
食料品製造業(たばこ等製造業を除く)																									
繊維工業又は繊維製品製造業	3	3	3	3										3	3										
木材又は木製品製造業																									
パルプ又は紙製造業																									
印刷又は製本業																									
化学工業	5	5	5	5	1									3	3	1	2	2	1	2	1		1		
ガラス又はセメント製造業	1	1	1	1										1	1		1	1							
コンクリート製造業	1	1	1	1										1	1										
陶磁器製品製造業																									
窯業又は土石製品製造業	8	8	8	8	1									5	5	3	2	2	1	3	2		1		
金属精錬業(非鉄金属精錬業を除く)	2	2	2	2										1	1		1	1		1			1		
非鉄金属精錬業																									
金属材料品製造業(鋳物業を除く)																									
鋳物業																									
金属製品製造業又は金属加工業	3	2	3	2																2			2		
洋食器、刃物、手工具又は一般金物製造																									
めっき業																									
機械器具製造業	1	1	1	1																	1		1		
電気機械器具製造業																									
輸送用機械器具製造業(船舶製造を除く)	5	5	5	5		1	1			1	1			2	2	1	1	1		1	1				
船舶製造又は修理業	27	26	33	32	2	1				2	1		1	14	13	8	6	5	2	1	17	10		7	
計量器、光学器械、時計等製造業																									
貴金属製品、装身具、皮革製品等製造																									
上記以外の製造業	2	2	2	2										1	1		1	1		1	1				
運輸業	5	5	5	5										3	3	1	2	2		2			2		
交通運輸事業																									
貨物取扱事業	3	3	3	3										2	2		2	2		1			1		
港湾貨物取扱事業																									
港湾荷役業	2	2	2	2										1	1		1	1		1			1		
電気、ガス、水道又は熱供給の事業	2	2	2	2										2	2		2	2							
その他の事業	9	9	9	9										4	4	1	3	3		5	1		4		
清掃、火葬又はと畜の事業																									
ビルメンテナンス業																									
倉庫業、警備業、消毒又は害虫駆除の事業																									
通信業、放送業、新聞業又は出版業																									
卸売業、小売業、飲食店又は宿泊業	1	1	1	1																1	1				
金融業、保険業又は不動産業	1	1	1	1										1	1		1	1							
その他の各種事業	7	7	7	7										3	3	1	2	2		4			4		
合計	127	132	132	135	6	3	2		1	6	2		4	66	69	24	42	45	5	57	23		34	1	

130 135 7

69

45

6

都道府県別事業場数

局名	事業場数			公表事業場にか かる認定件数		平成16年度			平成17年度			平成18年度			平成19年度		
	第1表	第2表	うち死亡			良性石綿胸水	びまん性胸膜肥厚	うち死亡	うち死亡	うち死亡	うち死亡	うち死亡	うち死亡	うち死亡	うち死亡	うち死亡	うち死亡
				うち死亡	うち死亡	うち死亡	うち死亡	うち死亡	うち死亡	うち死亡	うち死亡	うち死亡	うち死亡	うち死亡	うち死亡		
北海道	4	2	2	4	1					1			1		1	1	1
青森																	
岩手																	
宮城																	
秋田																	
山形																	
福島																	
茨城	1		1	1									1				
栃木	2		2	2									1		1		
群馬																	
埼玉																	
千葉	2		2	2											1	1	
東京	8	3	5	8						1	1	4				2	
神奈川	15	13	2	15							1	4	2		8		
新潟	3	1	2	3	1							3	1				
富山	4	1	3	4			1					1		2			
石川	2	1	1	2	1							2	1				
福井																	
山梨	1		1	1												1	
長野	2	1	1	2								2					
岐阜	2	2		2							2						
静岡																	
愛知																	
三重																	
滋賀	1	1		1								1					
京都	3	2	1	3							1	2					
大阪	14	7	7	14						1	1	4	3		5		
兵庫	15	13	2	15	1						4	3	1	2	6		
奈良																	
和歌山	1	1		1												1	
鳥取																	
島根																	
岡山	13	9	4	18				1	1		8	5	2		1		
広島	13	6	7	13	1	2		1			3	4	1	1	2		
山口	5	1	4	5							3				2		
徳島	1		1	1								1					
香川	5	3	2	5	1							2	1	2	1		
愛媛	2	1	1	2										2			
高知																	
福岡	7	3	4	7								3		2	2		
佐賀	1	1		1										1			
長崎	1	1		1												1	
熊本	1		1	1	1							1	1				
大分	1	1		1										1			
宮崎																	
鹿児島																	
沖縄																	
計	127	73	54	132	6	2	1	2	4	24	42	5	23	34	1		
	130	74	56	135	7						45	6					